

ジョブ・カード制度推進のための当面 の取組と重点事項・課題について

ジョブ・カード制度関連予算について

～雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施～

28年度予算額 2,450(2,503)百万円

個々の労働者の状況に応じたキャリアアップや必要な分野へのキャリアチェンジ、円滑な就職支援等が一層必要である。

また、フリーター等正社員経験が少ない者や職業能力の習得を目指す者に対し、ジョブ・カードを用いたキャリアコンサルティング、企業内での実習と教育訓練機関等での座学等を組み合わせた雇用型訓練を実施することにより、安定的な雇用への移行を促進することが必要である。それを踏まえ、雇用型訓練は、産業競争力会議 雇用・人材・教育WG（平成27年1月29日）において、倍増を目指すとしたところである。

さらに、ジョブ・カードは、改訂日本再興戦略2014等を踏まえ、平成27年10月より、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして一層活用されるよう、見直したところである。

これらから、雇用型訓練を活用する企業支援及びジョブ・カード制度を推進するための取組として、以下の事業を実施することとする。

【雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施】

28年度予算額 2,310(2,159)百万円

1 事業内容

- ① ジョブ・カードを活用した雇用型訓練実施企業の開拓、当該企業へのジョブ・カードの作成・キャリア・コンサルティングの実施等に係る支援
- ② 在職者へのジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を実施する企業の開拓・支援
- ③ ジョブ・カードを活用して労働者の職業能力評価等を行う企業の開拓・支援

2 支援の体制

上述の事業を以下の体制で実施する。

- ① 中央ジョブ・カードセンター(1箇所)
総括担当者1名、担当者3名、賃金職員1名
- ② 地域ジョブ・カードセンター(47箇所)
総括担当者47名、担当者47名、制度推進員235名(うち企業支援強化に伴う増24名)、キャリア・コンサルタント94名
- ③ 地域ジョブ・カードサポートセンター(63箇所)
総括担当者63名、制度推進員126名、キャリア・コンサルタント63名

【ジョブ・カード制度の推進】

28年度予算額 140(344)百万円※

ジョブ・カード制度を推進するため、以下の事業を実施する。

- ① ジョブ・カード制度推進会議の設置・運営
- ② ジョブ・カード制度の周知・広報等
- ③ 地域ジョブ・カード運営本部の設置・運営
- ④ ジョブ・カードのソフト・情報提供サイトの運営
電子媒体のジョブ・カードの作成・閲覧・編集・保存と電子媒体のジョブ・カードに記載した情報をもとに応募書類を作成する機能を持つソフトウェア、電子媒体のジョブ・カードをデータベース化し、求人・求職のマッチングツールとして活用するソフトウェアをダウンロードできる機能やジョブ・カードに関する情報などを掲載したサイトを運営する。

※ 27年度は、以下の開発経費を計上していたが、開発が終了したことに伴う減

(前年度限りの経費)

- ・ポータルサイトの開設
- ・電子化ソフトウェアの開発
- ・マッチングデータベースソフトウェアの開発

キャリア形成促進助成金の見直し・充実

平成28年度予算額 20,854百万円(27,517百万円)

○「日本再興戦略」改訂2015を踏まえ支援メニューを拡充するとともに、事業主等にとってより使いやすい仕組みとなるよう既存メニュー等の整理・統合などの見直しを行い、人材育成の取組をより効率的・効果的に支援。

見直しのポイント

① 成長戦略を踏まえた支援メニューの拡充

*◎は新規、○は拡充 ※()内は中小企業以外に対する助成額

- ◎ セルフ・キャリアドックを導入・適用した事業主に対する助成メニューの創設【50万円(25万円)】
- セルフ・キャリアドック導入企業に対する、本助成金各メニューの助成率引上げ【1/3→1/2、1/2→2/3等】
- ◎ 教育訓練休暇制度等(教育訓練短時間勤務制度を含む)を導入・適用した事業主に対する助成メニューの創設【50万円(25万円)】
- ◎ 中高年齢者を対象とした雇用型訓練に係る助成メニューの創設【訓練等経費の1/2(1/3)】等、雇用型訓練に対する支援の拡充

② 既存メニューの整理・統合(大括り化)による、より分かりやすく、使いやすい助成金体系への見直し

- ・ 企業内人材育成推進助成金のキャリア形成促進助成金への統合・一本化
- ・ キャリア形成促進助成金の支援コースの、助成目的・内容等に応じた整理統合・大括り化
- ・ メニューごとに異なっていた助成率、対象企業の規模等の、原則各コース内一本化

③ 成長戦略に直接関わるメニューの規模を拡充する一方、それ以外のメニューの規模を効率化するなど、全体としてメリハリ付け

・ 28' 予算額	20,854百万円(27,517百万円)	▲6,663百万円
うち成長戦略関係	9,657百万円(7,562百万円)	+2,095百万円
うち成長戦略以外	10,442百万円(18,922百万円)	▲8,480百万円



※このほか、一層の活用促進を図る観点から、運用上の改善措置として、業界団体に対する個別の働きかけや、職業能力開発サービスセンター及びジョブ・カードセンターなど関係事業との連携、様式・手続きの簡素化などに取り組む。

平成28年度 キャリア形成促進助成金

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額等 注：()内は中小企業以外
①雇用型訓練コース(☆) → 訓練効果の高い雇用型訓練について助成率を上乗せ			
・特定分野認定実習併用職業訓練 (「ものづくり人材育成訓練」を拡充)	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	・建設業、製造業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野(特定分野)に関する認定実習併用職業訓練(厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練)	経費助成： ・特定分野認定実習併用職業訓練 → 2/3(1/2) ・認定実習併用職業訓練 及び 中高年齢者雇用型訓練 → 1/2(1/3) 賃金助成：800(400)円 OJT実施助成：700(400)円
・認定実習併用職業訓練(拡充)	中小企業以外 中小企業	・厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
・中高年齢者雇用型訓練(新規)	中小企業以外 中小企業	・訓練直前に2年以上継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者を対象としたOJT付き訓練	
②重点訓練コース(☆) → 労働者にとってキャリア形成の必要性及び生産性向上効果が高い訓練内容について助成			
・若年人材育成訓練	中小企業以外 中小企業	・採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成：1/2(1/3) 【2/3(1/2)※】 賃金助成：800(400)円 ※育休中等に係る訓練の場合
・熟練技能育成・承継訓練		・熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
・成長分野等・グローバル人材育成訓練		・成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練	
・中長期的キャリア形成訓練		・厚生労働大臣が専門実践教育訓練として指定した講座	
・育休中・復職後等人材育成訓練		・育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 (訓練時間10時間以上)	
③一般型訓練コース			
・一般企業型訓練	中小企業	・①、②以外の訓練 ・セルフ・キャリアドックの実施(定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保)を要件とする。	経費助成：1/3 賃金助成：400円
・一般団体型訓練	事業主団体等	・事業主団体等が行う訓練	経費助成：1/2【2/3※】 ※育休中等に係る訓練の場合
④制度導入コース → キャリア開発の効果の特に高い制度導入に定額助成 ※実施助成分の助成額は制度導入助成に統合			制度導入助成
・教育訓練・職業能力評価制度	中小企業以外 中小企業	・従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成。	50万円(25万円)
・セルフ・キャリアドック制度(拡充・名称変更)		・一定の要件を満たしたセルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成。	
・技能検定合格報奨金制度		・技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成	
・教育訓練休暇等制度(拡充)		・教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成。	
・社内検定制度(新規)		・社内検定制度を導入し、実施した場合に助成	
・事業主団体助成(拡充)	事業主団体等	・構成事業主の従業員に対する教育訓練制度、職業能力評価制度、業界検定、教育訓練プログラムを開発し、構成事業主を支援した場合に助成。	2/3

(☆付きコース対象) 若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業については、助成率を1/2のものを2/3、1/3のものを1/2にそれぞれ引き上げ

ジョブ・カードの作成を要件等とする施策(現行)

ジョブ・カード作成及びこれに伴う「ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング」を要件等とする教育訓練

訓練類型	助成等の内容	ジョブ・カード作成等の要件等の位置付け※			
		受講前	訓練中	訓練後	
		(適格性の確認)	(中間評価等)	(事後評価)	(応募書類としての活用)
雇用型訓練 (新規学卒予定者以外)	キャリア形成促進助成金(雇用型訓練コース)及びキャリアアップ助成金(人材育成コース)【事業主へ】	◎	—	◎	—
公共職業訓練(離職者訓練)	国費により実施経費措置【都道府県及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構へ】	○	○	◎	○
デュアル訓練	国費により実施経費措置【都道府県及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構へ】	◎	○	◎	○
求職者支援訓練	国費により実施経費措置【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、事業主及び訓練生へ】	○	◎	◎	○
専門実践教育訓練	専門実践教育訓練給付金【訓練生へ】 キャリア形成促進助成金(重点訓練コース(中長期的キャリア形成訓練))及びキャリアアップ助成金(人材育成コース)【事業主へ】	◎ (ただし、事業主の承認証明をもって代えることも可能)	—	—	—

※◎:必須 ○推奨

上記の教育訓練のほか、ジョブ・カード作成を要件化または活用した制度

企業内人材育成制度

⇒キャリア形成促進助成金(制度導入コース(教育訓練・職業能力評価制度/セルフ・キャリアドック制度/事業主団体助成制度)において、ジョブ・カード作成を要件としている。また、一般企業型訓練の対象事業主に対しその導入を要件とするセルフ・キャリアドックにおいてもジョブ・カードの活用を推奨

求職活動支援書

⇒「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき事業主に義務づけられた求職活動支援書の作成において、対象労働者が作成したジョブ・カード情報の活用を推奨

新ジョブ・カード制度推進のための当面の重点事項・課題

- ジョブ・カード制度総合サイトによる幅広い層（労働者、求職者、学校、キャリアコンサルタント等）に対するジョブ・カード関連情報の発信、作成・活用支援
サイトのジョブ・カード取得者に関するよりきめ細かい属性等の分析の実施
- 雇成型訓練の推進※と併せたジョブ・カードの活用促進
 - ※
 - ・ 雇成型訓練について、日本再興戦略等に基づき倍増を計画
 - ・ キャリア形成促進助成金（雇成型訓練コース）の助成メニューに中高年齢者雇成型訓練を追加
- 雇成型訓練以外の各種訓練、ハローワーク等による職業相談・紹介場面等での活用促進
（都道府県労働局にジョブ・カード制度に関わる事務を分掌させたことも踏まえて、より重点的に実施）
- 上記以外のさまざまな就職支援・人材育成支援制度へのジョブ・カードの位置づけ、それによる相乗効果の発揮
- 国家資格化の機を捉えたキャリアコンサルタントに対するジョブ・カードの効果的な活用促進の働きかけ、専門性向上の取組
- ハローワークインターネットサービスとの連携に向けての検討
- 文部科学省、経済産業省等との連携による大学・専修学校、企業等に対する活用促進